

令和 8 年度 Nara for Culture 広報業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集しますので、以下のとおり公告します。

令和 7 年 11 月 25 日

ムジークフェストなら実行委員会 会長 山下 真

1. 委託業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令和 8 年度 Nara for Culture 広報業務 |
| (2) 業務履行場所 | 4(2)に記載の仕様書等に基づく実施場所のとおりに |
| (3) 業務内容 | 4(2)に記載の仕様書等のとおりに |
| (4) 業務量の目安 | 16,952 千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。
※当実行委員会に対する奈良県負担金に係る奈良県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。 |
| (5) 履行期限 | 令和 8 年 12 月 31 日（木） |

2. 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

- (9) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (10) 上記（7）及び（8）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (13) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ その他不正な行為があったとき。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁舎 4 階）

ムジークフェストなら実行委員会（奈良県地域創造部文化振興課内）

T E L 0742-27-8488（直通）

F A X 0742-27-8481

(2) 公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）及び仕様書の配布

公募開始日から令和8年1月13日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただ

し、土日祝及び12月29日（月）から1月2日（金）を除きます。）の間に、(1)の担当部局において配布する。または奈良県地域創造部文化振興課ホームページから入手するものとする。

(3) 質問の受付

(2)により配布する説明書に示すところによる。

(4) 参加意向申出書、企画提案書等の提出

(2)により配布する説明書に示すところによる。

5. 受託者の選定

4(2)により配布する説明書に示すところによる。

6. その他

(1) 令和8年度 Nara for Culture 広報業務受託事業者募集における提案書作成・提出やプレゼンテーション審査参加などの費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 詳細については、4(2)により配布する説明書に示すところによる。